



# 長野県報

9月8日(月)  
平成26年  
(2014年)  
第2605号

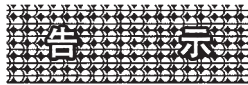
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課) .....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障がい者支援課) .....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定(障がい者支援課) .....	3
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) .....	4

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) .....	4
一般競争入札(財産活用課) .....	5
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) .....	5
特定調達契約に係る一般競争入札(人材育成課) .....	5



### 長野県告示第474号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成26年9月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称  
長野市
- 2 事業の種類  
(仮称)長野市第四学校給食センター建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県長野市大字村山字ニノ口地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
(仮称)長野市第四学校給食センター建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)  
起業者である長野市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能

力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

長野市は、3か所の大規模な第一学校給食センター(以下「第一センター」という。)、第二学校給食センター及び第三学校給食センター(以下「第三センター」という。)並びに中規模な豊野学校給食センター並びに5か所の小規模な共同調理場により学校給食の提供を行っている。

第一センターは施設建設後27年、第三センターは35年が経過しており、老朽化が進行するとともに、設計が古いため調理場の汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区分が無い、床が乾いた状態で作業できるドライシステムでない等、学校給食衛生管理基準に合致した衛生管理を行うことが困難な状況である。また、第一センターでは11,652食、第三センターでは11,903食の給食を提供しており、平成14年度の集団感染発生時には国立感染症研究所から、施設規模に比して調理食数が過大であるとの指摘を受けている。

また、第一センター及び第三センターの改築に当たっては、現在の提供食数を他の施設で代替しながら行う必要があるが、両施設の敷地は狭いであるため、現在地での代替は困難な状況である。

このような状況に対応するため、新たに(仮称)長野市第四学校給食センターを建設し現在の提供食数を確保した上で、既存の第一センター及び第三センターの改築を順次行い、学校給食衛生管理基準に合致した施設を整備する「給食センター施設整備事業」を計画したものである。

本件事業は、上記計画のうち適正な規模の土地を確保して

新たな学校給食センターの建設を行うものである。

本件事業の実施により、学校給食衛生管理基準に合致した新たな学校給食センターが整備され、より安全な学校給食の安定供給が可能となる。また、第一センター及び第三センターの改築時には当該施設の調理食数を補うことで両施設の改築に寄与するとともに、調理食数の適正化・平準化に資することが期待される。さらには、児童や保護者が給食の調理工程を直接目視できる見学回廊を設ける等、食育の推進を図ることができる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、雨水等の排水が課題となっている地区であるため、施行にあたっては、駐車場下への雨水貯留槽の設置、緑地帯の確保等、雨水等の敷地内処理を行うこととしており、周辺環境への影響は少ないと認められる。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地である小島・柳原遺跡群内に存在するため、試掘調査を実施したところ明確な埋蔵文化財は確認されていない。また、事業の施行にあたっては、長野市教育委員会と協議を行い、必要に応じ保護を図ることとしている。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定にあたっては、配送予定校への配送効率等、社会的、技術的、経済的観点から選定された2つの候補地について総合的に検討した結果、本件事業の起業地が適切であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、既存の施設は、老朽化の進行、学校給食衛生管理基準に合致した衛生管理が困難である等課題を抱えており、より安全な学校給食の安定供給を図るためにも、早急かつ計画的な実施が必要であると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長野市教育委員会保健給食課

地域振興課

長野県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成26年9月8日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
上伊那医療生活協同組合	ヘルパーステーションあおば	伊那市狐島4400番地	平成26年6月1日	居宅介護 重度訪問介護
医療法人友愛会	ピア・ちくま	上田市住吉167番地1	平成26年6月1日	短期入所
株式会社富岡	ウエルフェア乗鞍	松本市安曇3878番地136	平成26年6月1日	短期入所
ちくま農業協同組合	JAちくま指定訪問介護センター	千曲市鋳物師屋200番地	平成26年7月1日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人縦の木福祉会	山の子学園共同村	小県郡長和町大門3527番地4	平成26年7月1日	重度障害者等包括支援
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護うすだ	佐久市白田2177番地1	平成26年8月1日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
株式会社みらい福祉会	ヘルパーステーションみらい	飯田市上郷飯沼3374番地1	平成26年8月1日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
株式会社ひまわり福祉サービス	アイ福祉サービス	岡谷市神明町4丁目38-5	平成26年4月1日	就労継続支援A型
株式会社Fungus	レストラン・カフェ・マッシュルーム	中野市中央1丁目9番地17	平成26年4月1日	就労継続支援B型

特定非営利活動法人TEAR	ティア学院	上田市大屋83番地7	平成26年4月1日	就労継続支援B型
株式会社エコミット	エコミットまつもと	松本市島立2346番地	平成26年4月1日	就労移行支援
社会福祉法人佐久学舎	アレーズこまば	佐久市瀬戸70-3	平成26年4月1日	生活介護
株式会社トーセン	トーセン本社	小諸市大字和田字北原976-12	平成26年4月1日	就労継続支援A型 就労継続支援B型
社会福祉法人小諸青葉福祉会	やまびこ小諸荘	小諸市本町3-21-5番地	平成26年4月1日	生活介護
特定非営利活動法人レスパイトケアはちもり	多機能型事業所すがの	松本市笹賀3844-4	平成26年4月1日	生活介護
特定非営利活動法人想	就労継続支援B型事業所オレンジ	上田市本郷782番地1	平成26年4月1日	就労継続支援B型
一般社団法人シュタイナー	森の工房	北安曇郡松川村3177-1	平成26年4月16日	就労継続支援B型
中野市	中野市障がい者デイサービスセンターいこいの里	中野市大字西条62番地2	平成26年4月21日	生活介護
株式会社かしや	マーメイドタバン元町	松本市元町2-2-15	平成26年5月1日	就労継続支援B型
社会福祉法人山形村社会福祉協議会	障害者就労支援センターすばる	東筑摩郡山形村4528番地3	平成26年5月1日	就労移行支援
特定非営利活動法人なかま	てとてと松川南作業所	北安曇野郡松川村5697番地1	平成26年7月1日	生活介護 就労継続支援B型
長野ウェルファ株式会社	じゃんけんぼん	上伊那郡箕輪町大字東箕輪4970-2	平成26年7月1日	就労継続支援B型
上伊那医療生活協同組合	生活リハビリサポートいな	伊那市狐島3895番地	平成26年7月1日	自立訓練(機能訓練) 就労継続支援B型
株式会社みらい福祉会	地域活動センターみらい	飯田市上郷黒田2109-1	平成26年8月1日	生活介護 就労継続支援B型
社会医療法人 城西医療財団	小倉ホーム	安曇野市三郷小倉6077番2	平成26年4月1日	介護サービス包括型指定共同生活援助(みなし)
有限会社 匠	グループホーム春風	塩尻市広丘原新田226-12	平成26年4月1日	介護サービス包括型指定共同生活援助(みなし)
社会福祉法人長野県聴覚障害者協会	もみじの家	上伊那郡南箕輪村8013-1	平成26年4月1日	介護サービス包括型指定共同生活援助(みなし)
合同会社リカバリーアシスト	グループホームリカバリー	東御市田中宇田町221-3	平成26年6月1日	介護サービス包括型指定共同生活援助
医療法人慈善会	グループホーム竹の子	上田市中央4丁目14番14号	平成26年6月1日	介護サービス包括型指定共同生活援助

障がい者支援課

長野県告示第476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成26年9月8日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	地域相談支援の種類
特定非営利活動法人須高地域総合支援センター	須高地域総合支援センター	須坂市大字須坂344-3	平成26年4月1日	地域移行支援 地域定着支援
社会福祉法人夢工房福祉会	ひだまり相談支援事業所	須坂市大字須坂字春木町483-3	平成26年6月1日	地域移行支援 地域定着支援

障がい者支援課

## 長野県告示第477号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年9月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草4259、4261
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第478号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
諏訪市大字豊田字沢沢6199の2、6199の4、6199の5、6199の9、6199の10、字膳部入6209の2、6209の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第479号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年9月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北安曇郡松川村字鶴沢3463のヌ、3463のル、字コグル宮3537のイ
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字コグル宮3537のイ
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年9月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年8月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おてつだいネットワーク木曾
- 3 代表者の氏名  
茂澄 好恵
- 4 主たる事務所の所在地  
木曾郡上松町大字小川1330番地の1
- 5 定款に記載された目的

本法人は、地域に住む人々が自立して生活していける社会の実現を図るため、子育て支援事業及び、高齢者、障害を持つ人々の自立支援、在宅介護、家事援助等の事業を行い、それに係る人材の育成をし、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること